

## 地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価（案）について

## 【目的】

地域公共交通活性化・再生事業に関する事後評価は、法定協議会が地域公共交通活性化・再生総合事業を行うに当たって、地域における主体的な取組み及び創意工夫が、より効果的・効率的に推進されることを目的に実施する。

## 【内容】

## ＜一次評価の実施＞・・・協議会

## ● 計画事業に係る事後評価項目

- I 総合評価
- II 計画事業の実施
- III 具体的成果
- IV 自立性・持続性
- V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

## ＜二次評価の実施＞・・・中国運輸局

## ● 第三者評価委員会による評価の実施

## 【スケジュール】

- 事後評価の報告（協議会 ⇒ 中国運輸局）・・・ 1月末日
- ↓
- 第三者評価委員会の開催（中国運輸局）・・・・・・ 2月15日開催予定
- ↓
- 協議会に対して評価結果の通知，助言等（中国運輸局 ⇒ 協議会）
- ↓
- 事後評価結果の公表（協議会）

## 【報告様式】

別紙 計画事業に係る事後評価記載様式のとおり